

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧
対照条文 目次

一	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（第一条関係）	1
二	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（第二条関係）	8
三	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（第三条関係）	13

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧
対照条文

一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（目的） 第一条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図るとともに、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。 （国及び地方公共団体の責務） 第一条の二 国は、国民に対する食料の安定供給の確保を図るため、我が国全体の農用地等が確保されるよう努めなければならない。 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担の下、当該地方公共団体における農用地等が確保されるよう努めなければならない。 3 国及び地方公共団体は、第八条第四項に規定する農用地利用計画を尊重して、同条第二項第一号に規定する農用地区域（第三条の二第二項第二号及び第三号において単に「農用地区域」という。）内にある土地の農業上の利用が確保されるよう努めなければならない。 （基本指針の作成）	（目的） 第一条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。 （新設） （基本指針の作成）

第三条の二 (略)

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項

二 前号に規定する農用地等のうち、農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標

三 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標（以下「都道府県面積目標」という。）の設定の基準に関する事項

四・五 (略)

3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者による協議の場を設け、協議を行うとともに、第二項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。

5・6 (略)

第三条の二 (略)

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

（新設）

一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向

二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項

三・四 (略)

3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第一号の農用地等の面積の目標及び同項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。

（新設）

4・5 (略)

(基本指針の変更) 第三条の三 (略) 2 前条第三項から第六項までの規定は、基本指針の変更について準用する。	(基本指針の変更) 第三条の三 (略) 2 前条第三項から第五項までの規定は、基本指針の変更について準用する。
(農業振興地域整備基本方針の作成) 第四条 (略) 2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	(農業振興地域整備基本方針の作成) 第四条 (略) 2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
二・三 (略) 3 7 (略) (都道府県面積目標の達成状況に関する資料の提出の要求等) 第五条の二 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定により、次に掲げる資料の提出の求めを行うものとする。	二・三 (略) 3 7 (略) (確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等) 第五条の二 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定による資料の提出の求めを行うものとする。
一 都道府県面積目標の達成状況に関する資料 二 第十三条第五項に規定する協議(当該協議に係る土地が政令で定める規模以上のものに限る。)に関する資料の写し 2 農林水産大臣は、前項の規定により提出を受けた資料の内容につ	(新設)

いて、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、説明を求めることができる。

- 3| 農林水産大臣は、毎年、第一項の規定により提出を受けた資料又は前項の規定により受けた説明により把握した都道府県面積目標の達成状況を公表するものとする。

- 4| 農林水産大臣は、都道府県面積目標の達成状況又は当該都道府県における農業振興地域整備計画の変更の状況を勘案して必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農用地等の確保のために必要な措置について、地方自治法第二百四十五条の四第一項の技術的な助言又は勧告を行うものとする。

（農用地等の確保を図るための是正の要求の方式）

- 第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料又は同条第二項の規定により受けた説明により把握した都道府県面積目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一〇四 （略）

（農業振興地域整備計画の基準）

- 第十条 （略）

- 2 （略）

- 3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、

- 2| 農林水産大臣は、毎年、前項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を公表するものとする。

（新設）

（農用地等の確保を図るための是正の要求の方式）

- 第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一〇四 （略）

（農業振興地域整備計画の基準）

- 第十条 （略）

- 2 （略）

- 3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、

当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条第一項に規定する地域計画(第十三条第二項第二号において単に「地域計画」という。)の達成又は果樹若しくは野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

4・5 (略)

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 (略)

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、することができる。

一 (略)

二 当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三〇六 (略)

当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

4・5 (略)

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 (略)

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、することができる。

一 (略)

二 当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条第一項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三〇六 (略)

3・4 (略)

5 都道府県知事は、第二項に規定する農用地区域の変更（以下この条において「除外目的変更」という。）に係る農業振興地域整備計画の変更に関する前項において準用する第八条第四項の規定による協議があつた場合において、当該除外目的変更に係る土地が集団的に存在する農用地であることその他の事由により当該除外目的変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の同意をするかどうかを判断するため、当該市町村に対し、当該影響を緩和するために当該市町村が講じようとする措置その他の農林水産省令で定める事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

6 都道府県知事は、前項に規定する協議があつた場合において、当該協議に係る除外目的変更が、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、第四項において準用する第八条第四項の同意をするものとする。

一 除外目的変更が第二項各号に掲げる要件の全てを満たすと認められること。

二 除外目的変更が、当該都道府県における農用地等の確保の状況（前項の書面の提出を受けた場合にあっては、当該書面により把握した状況を含む。）からみてその都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第十六条 (略)

3・4 (略)

(新設)

(新設)

第十五条の四 (略)

(国及び地方公共団体の責務)

(削る。)

第十六条 国及び地方公共団体は、農用地利用計画を尊重して、農用地区域内にある土地の農業上の利用が確保されるように努めなければならない。

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。 一 （略） 二 その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会（会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主（当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主）の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。 イ・チ （略） 三・四 （略） 4 （略） （農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。 一 （略） 二 その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。 イ・チ （略） 三・四 （略） 4 （略） （農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 (略)

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号及び第四号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二 (略)

二の二 農業経営基盤強化促進法第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人(第五条第二項第九号において単に「認定経営発展法人」という。)から第一号に掲げる権利を取得しようとする場合(当該認定経営発展法人がその農業経営発展計画(同法第十

第三条 (略)

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号及び第四号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二 (略)

(新設)

六条の二第一項に規定する農業経営発展計画をいう。第五条第二項第九号において同じ。）に記載する同法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項としてこれらの権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている場合を除く。）

三〇六（略）

三〇六（略）

（農地の転用の制限）

第四条（略）

二〇六（略）

7| 第一項の許可は、申請に係る農地を農地以外のものにする行為が完了するまでの間において当該行為の実施状況について農業委員会を経由して都道府県知事等に報告することその他の必要な条件を付けてしなければならない。

八〇一（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条（略）

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするとき

三〇六（略）

三〇六（略）

（農地の転用の制限）

第四条（略）

二〇六（略）

7| 第一項の許可は、条件を付けてすることができる。

八〇一（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条（略）

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするとき

きその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一〇八 (略)

九 認定経営発展法人から第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（当該認定経営発展法人がその農業経営発展計画に記載する農業経営基盤強化促進法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項としてこれらの権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている場合を除く。）

3 第三条第六項並びに前条第二項から第五項まで及び第七項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と、同条第七項中「する行為」とあるのは「する行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にする行為」と、「当該行為」とあるのは「これらの行為」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(違反転用に対する処分)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事等は、第一項の規定により原状回復等の措置を講ず

きその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一〇八 (略)

(新設)

3 第三条第五項及び第六項並びに前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(違反転用に対する処分)

第五十一条 (略)

2 (略)

(新設)

べきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに
正当な理由がなくて当該命令に従わなかつたときは、その旨及び当
該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表することができる

4|
5|
6|
(略)

3|
4|
5|
(略)

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等 第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条） 第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十） 第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第十一条の十一・第十一条の十二） 第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 第一節 農業経営改善計画（第十二条―第十四条の三） 第二節 青年等就農計画（第十四条の四―第十五条） 第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十六条） 第三章の二 農業経営発展計画（第十六条の二―第十六条の七） 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等 第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施（第十七条） 第二節 利用権の設定等の促進（第十八条―第二十二条の九） 第三節 農用地利用改善事業の実施の促進（第二十三条―第二十六条） 第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進（第二十六条の二―第二十八条） 第五章 雑則（第二十九条―第三十四条）	目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等 第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条） 第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十） 第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第十一条の十一・第十一条の十二） 第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 第一節 農業経営改善計画（第十二条―第十四条の三） 第二節 青年等就農計画（第十四条の四―第十五条） 第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十六条） 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等 第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施（第十七条） 第二節 利用権の設定等の促進（第十八条―第二十二条の八） 第三節 農用地利用改善事業の実施の促進（第二十三条―第二十六条） 第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進（第二十六条の二―第二十八条） 第五章 雑則（第二十九条―第三十四条）

第六章 罰則（第三十五条）
附則

（定義）

第四条 この法律において「農用地等」とは、第二十二條の九を除き、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三條第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）

二（四）（略）

2・3 （略）

（農地中間管理機構の事業の特例）

第七條 農地中間管理機構は、基本方針に第五條第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行う。

一・二 （略）

- 三 第十二條第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次條第三項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人（農地法第二條第三項に規定する農地所有適格法人をいう。第三章の二において同じ。）に

第六章 罰則（第三十五条）
附則

（定義）

第四条 この法律において「農用地等」とは、第二十二條の八を除き、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三條第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）

二（四）（略）

2・3 （略）

（農地中間管理機構の事業の特例）

第七條 農地中間管理機構は、基本方針に第五條第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行う。

一・二 （略）

- 三 第十二條第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次條第三項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法第二條第三項に規定する農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資

対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

四 (略)

第三章の二 農業経営発展計画

(農業経営発展計画の認定等)

第十六条の二 農地所有適格法人(株式会社であるものに限る。以下この項及び次条第四項第一号において同じ。)であつて次に掲げる要件に該当するものは、農林水産省令で定めるところにより、物資又は役務の取引(当該農地所有適格法人が、その農業経営に必要な物資の供給若しくは役務の提供を受け、又はその農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を行うものに限る。以下この項及び次項第四号において同じ。)の相手方(以下この章において「取引の相手方」という。)から出資を受け、かつ、当該物資又は役務の取引の推進その他必要な措置を講ずることにより当該農地所有適格法人の農業経営の発展を図るための計画(以下この章において「農業経営発展計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その農業経営発展計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 第十二条第一項の認定を受けている又は受けていた期間が、五年を下らない農林水産省令で定める期間以上であること。

二 第十九条第一項に規定する地域計画(第三項第一号において単

を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

四 (略)

(新設)

(新設)

に「地域計画」という。）に農業を担う者として記載されている者であること。

三 その定款において、次に掲げる事項を定めていること。

イ その耕作又は養畜の事業に供すべき農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又はその耕作又は養畜の事業に供すべき農地を農地以外のものにする決定は、株主総会の決議によらなければならないこと。

ロ その取締役の選任若しくは解任の決定又はイに規定する決定についての株主総会の決議は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百九条第二項に定める決議によらなければならないこと。

2| 農業経営発展計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 売上高の増加、収益性の向上等の農業経営の発展に関する目標

二 取引の相手方の営む事業の内容その他取引の相手方に関する事項

三 取引の相手方から現に受けている出資の額及び受けようとする出資の額その他取引の相手方からの出資に関する事項

四 物資又は役務の取引の推進その他第一号に掲げる目標を達成するためとるべき措置

五 前項の認定を受けようとする者が現に所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地に関する次に掲げる事項

イ 当該農用地の所在、地番、地目及び面積

ロ 当該農用地についてこれらの権利を設定し、又は移転しよう

とする場合に於ては、これらの権利を設定し、又は移転しようとする農用地の所在、地番、地目及び面積

ハ 当該農用地のうち農地であるものを農地以外のものにする場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 当該農地以外のものの用途及び規模その他の内容

(2) 当該農地以外のものの用に供しようとする農地の所在、地番、地目及び面積

六 前項の認定を受けようとする者が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地に関する次に掲げる事項

イ 当該農用地（ロ(2)に規定する農用地を除く。）の所在、地番、地目及び面積

ロ 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地についてこれらの権利を取得しようとする場合に於ては、次に掲げる事項

(1) 当該農用地以外のものの用途及び規模その他の内容

(2) 当該農用地以外のものの用に供しようとする農用地の所在、地番、地目及び面積

七 その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営発展計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第一項の認定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画の達成に資するものであること。

二 前項第二号に規定する取引の相手方が第一項の認定を受けようとする者の農業経営の健全な発展に資するものとして農林水産省

令で定める要件に該当する者であること。

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を達成するために適切なものであること。

四 前項第四号に掲げる措置が継続的に講じられると見込まれることその他の農林水産省令で定める基準に適合していること。

五 前項第五号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していること。

イ 第一項の認定を受けようとする者が前項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していること。

ロ 前項第五号ロ及びハに掲げる事項がその農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 その他農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る農業経営発展計画に第二項第六号イに掲げる事項（農地法第三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ農業委員会に協議し、その同意を得なければならない。

5 農業委員会は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、そ

の申請に係る農業経営発展計画に第二項第五号ハに掲げる事項（農地法第四条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）又は第二項第六号ロに掲げる事項（同法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されているときは、これらの事項について、あらかじめ、都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この条及び次条第五項において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならない。

7| 第十二条第八項及び第九項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。この場合において、同条第八項中「第三項第二号の土地」とあるのは、「第十六条の二第二項第五号ハ(2)に規定する農地又は同項第六号ロ(2)に規定する農用地」と読み替えるものとする。

8| 都道府県知事等は、第六項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一| 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二| 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

9| 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定

めるところにより、都道府県知事等及び同意市町村にその旨を通知しなければならない。

（農業経営発展計画の変更等）

第十六条の三 前条第一項の認定を受けた者（以下この章及び第三十条の二において「認定経営発展法人」という。）は、当該認定に係る農業経営発展計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 認定経営発展法人は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3| 認定経営発展法人は、農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又は農地を農地以外のものにしようとする場合には、前条第一項の認定に係る農業経営発展計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この章において「認定発展計画」という。）の同条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しなければならない。

4| 農林水産大臣は、認定経営発展法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定発展計画の認定を取り消すことができる。

- 一 農地所有適格法人でなくなつたとき。
- 二 前条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しなくなつたとき。

（新設）

三 前条第二項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していないとき。

四 前項の規定による変更について第一項の認定を受けずに、農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又は農地を農地以外のものにしたとき。

五 偽りその他不正の手段により、農業経営発展計画につき前条第一項又は第一項の認定を受けたとき。

六 第十六条の六第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第十六条の六第三項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。

5 農林水産大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事等及び同意市町村にその旨を通知しなければならない。

6 前条第三項から第九項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(農地法等の特例)

第十六条の四 認定経営発展法人が認定発展計画(第十六条の二第二項第六号イに掲げる事項のうち同条第四項(前条第六項において準用する場合を含む。))の同意を得た部分に限る。)に従つて農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

2 認定経営発展法人が認定発展計画(第十六条の二第二項第五号ハに掲げる事項のうち同条第六項(前条第六項において準用する場合

(新設)

を含む。次項において同じ。）の同意を得た部分に限る。）に従つて農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

3| 認定経営発展法人が認定発展計画（第十六条の二第二項第六号ロに掲げる事項のうち同条第六項の同意を得た部分に限る。）に従つて農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

第十六条の五 認定経営発展法人に係る第十六条の二第二項第二号の

取引の相手方（次条第三項第二号及び第三十条の二において「提携事業者」という。）が認定発展計画に従つて当該認定経営発展法人に出資している場合における当該認定経営発展法人についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会（会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主（当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主）の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数」とあるのは、「次に掲げる者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する関連事業者等（同項に規定する認定計画に従つて同法第十二条第四項に規定する措置としてその法人に出資している場合に限る。）及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社

（新設）

（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものであつて、同法第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業を営む場合に限る。）を含む。以下この号において同じ。）に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会における総株主の議決権の三分の一を上回る割合（会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主の議決権の過半）を占め、かつ、次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会における総株主の議決権」とする。この場合においては、第十四条の二第一項の規定及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第十条の規定は、適用しない。

（実施状況等の報告等）

第十六条の六 認定経営発展法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、第十六条の二第二項第四号に掲げる措置の実施状況その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による報告のほか、認定発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要があると認めるときは、認定経営発展法人に対して、同項に規定する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

（新設）

3| 農林水産大臣は、前二項の規定による報告に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定経営発展法人に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 認定発展計画が第十六条の二第三項第一号、第三号又は第六号に掲げる要件に該当しなくなつたとき。
- 二 認定経営発展法人又は提携事業者が認定発展計画に従つて第十条の二第二項第四号に掲げる措置を講じていないとき。
- 三 第十六条の二第二項第四号に掲げる措置が同条第三項第四号の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

（関係行政機関等の協力）

第十六条の七 農林水産大臣は、この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は農業委員会に対し、必要な資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

（農地法の特例）

第二十二條の七 農地法第三十六條第二項の規定による通知がされた後、当該通知に係る農地が地域計画の区域として定められた場合又は地域計画においてその区域として定められている農地について同項の規定による通知がされた後、当該農地を利用する第十九條第三項に規定する農業を担う者が変更された場合における同法第三十七條の規定の適用については、同条中「当該勧告があつた日から起算して六月以内に」とあるのは「遅滞なく」と、「申請することがで

（新設）

（新設）

きる」とあるのは「申請しなければならない」とする。

2| 農地法第四十一条第一項の規定による通知がされた後、当該通知に係る農地が地域計画の区域として定められた場合又は地域計画においてその区域として定められている農地について同項の規定による通知がされた後、当該農地を利用する第十九条第三項に規定する農業を担う者が変更された場合における同法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該通知の日から起算して四月以内に」とあるのは「遅滞なく」と、「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」とする。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第二十二条の八・第二十二条の九 (略)

(認定農業者等に関する情報の利用等)

第三十条の二 農林水産大臣、都道府県知事、市町村及び農業委員会は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する認定農業者、認定就農者、認定経営発展法人及び提携事業者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第二十二条の七・第二十二条の八 (略)

(認定農業者及び認定就農者に関する情報の利用等)

第三十条の二 農林水産大臣、都道府県知事、市町村及び農業委員会は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する認定農業者及び認定就農者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。